

『著作権法入門（第2版）』（14480-4）〔追補〕

平成30年著作権法改正

2019年1月

2018年に、著作権法に関して以下4つの改正が行われた。

- ① 著作権法の一部を改正する法律〔平成30年法律第30号〕（2018年5月18日可決成立／2019年1月1日施行〔一部未定〕）
- ② 学校教育法等の一部を改正する法律〔平成30年法律第39号〕（2018年5月25日可決成立／2019年4月1日施行）
- ③ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律〔平成30年法律第70号〕（2018年6月29日可決成立／2018年12月30日施行）
- ④ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律〔平成30年法律第72号〕（2018年7月6日可決成立／2019年7月1日施行）

以下では、2019年1月1日現在施行されている主な条文を概観する。

1 「柔軟な権利制限規定」の導入

著作権の制限規定（本書第5章第3節〔169頁以下〕）に関連して、3つの「柔軟な権利制限規定」（30条の4、47条の4、47条の5）が設けられた（2019年1月1日施行）。

（1）非享受利用（30条の4）

新30条の4は、著作物に表現された思想または感情の「享受」を目的としない利用は権利者の利益を通常害さないものと捉え、これと趣旨を同じくする既存の権利制限規定（改正前30条の4、改正前47条の7）を整理統合しつつ「柔軟性の高い権利制限規定」（文化審議会報告書、改正案概要説明資料参照）として設けられたものである。具体的には以下のものが対象になる。

① 技術の開発・実用化のための試験の用に供するための利用（30条の4第1号）

改正前においても、「公表された著作物は……技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる」と規定されており（改正前30条の4）、例えば、動画圧縮技術の開発のためにテレビ番組を実験的に録画・変換してみる行為など、技術開発等のための試験の用に供する利用は許容されていたが（本書181頁参照）、平成30年改正により、「公表された」という文言が削除されるなどした。

② 情報解析のための利用（30条の4第2号）

改正前においても、「電子計算機による情報解析……を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案……を行うことができる」と規定されており（改正前47条の7）、例えば、新聞や書籍における特定の単語の用いられ方を解析するためにコンピュータに蓄積することなど情報解析目的の利用は許容されていたが（本書193頁参照）、平成30年改正により権利制限が拡大し、「情報解析……の用に供する場合」には「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と規定されたため、例えば、人工知能（AI）開発の過程で情報解析を行う他社のために機械学習に用いられるデータセットを作成することや、情報解析を行った者が解析終了後のデータセットを情報解析を行う他人に転売譲渡したりすることも許容されることになった。

③ 知覚認識なき利用（30条の4第3号）

平成30年改正により、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用……に供する場合」が新たに権利制限の対象になり、例えば、情報通信設備のバックエンド、すなわちネットワークシステムの内部で行われる著作物の蓄積が許容されることになった。

④ その他の非享受利用（30条の4柱書）

新30条の4は、柱書で、「次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」と規定しているため、上記①～③に当たらない場合であっても、これらと同様に、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」と評価できる場合は、柔軟に権利制限の対象になり得る。例えば、コンピュータプログラムを調査・解析するリバースエンジニアリングに伴う利用がこれに当たるとされる。

（2）電子計算機における著作物利用に付随する利用等（47条の4）

新47条の4は、電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用や電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用は、権利者の利益を通常害さないものと捉え、これと趣旨を同じくする既存の権利制限規定（改正前47条の4、改正前47条の5、改正前47条の8、改正前47条の9）を整理統合しつつ「柔軟性の高い権利制限規定」として設けられたものである。具体的には以下のものが対象となる。

① 電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用（47条の4第1項）

改正前においても、電子計算機における著作物の利用に伴う複製に関する47条の8（例：ウェブサイト閲覧に伴うハードディスクへのブラウザキャッシュ）、送信の障害の防止等の

ための複製に関する 47 条の 5 第 1 項 1 号・2 項（例：ミラーサーバ [サーバの内容をコピーした代替サーバ]、キャッシュサーバ）、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に関する 47 条の 9 が、電子計算機による著作物利用で、情報処理や送信等を円滑かつ効率的に行う等のために行われる行為を一定の条件で許容していた（本書 193 頁参照）。

平成 30 年改正は、これらの規定が適用される場合を、「著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」に当たると位置づけて、これを新 47 条の 4 第 1 項に整理統合するとともに、若干の変更を加えた。

② 電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用（47 条の 4 第 2 項）

改正前においても、保守、修理等のための一時的複製に関する 47 条の 4（例：携帯電話を業者が修理する際、保存されている楽曲データを一時的に複製する行為）および送信の障害の防止等のための複製に関する 47 条の 5 第 1 項 2 号（例：バックアップサーバ）が、いずれも記録媒体内蔵複製機器の保守・修理や交換、あるいは、公衆送信用記録媒体等に記録された著作物の複製物が滅失または毀損した場合の復旧のために行われる行為を一定の条件で許容していた（本書 193 頁参照）。

平成 30 年改正は、これらの規定が適用される場合を、「著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」に当たると位置づけて、これを新 47 条の 4 第 2 項に整理統合するとともに、若干の変更を加えた。

（3）新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（47 条の 5）

新 47 条の 5 は、電子計算機による情報処理により新たな知見または情報を創出し、その結果を提供するサービスに付随する軽微な著作物利用は、権利者に及び得る不利益が軽微なものであると捉え、これと趣旨を同じくする既存の権利制限規定（改正前 47 条の 6）を整理統合しつつ「相当程度柔軟性のある規定」（文化審議会報告書、改正案概要説明資料参照）として設けられたものである。具体的には以下のものが対象となる。

① 所在検索サービス（47 条の 5 第 1 項 1 号）

改正前においても、47 条の 6 は、インターネット検索サービスに伴う一定の利用（例：ウェブサイト等の収集、インデックス作成、検索結果としてスニペット [数行の説明文] やサムネイル等の表示）を許容していた（本書 193 頁参照）。

平成 30 年改正は、これを「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」の一つに位置づけた上で、その対象を大幅に拡大し、インターネット検索サービ

スのみならず、書籍や雑誌等の出版物を対象に、一定のキーワードに関連する部分を検索して、書誌情報や所在情報を検索結果として提供するとともに、スニペットの形でキーワード前後の抜粋を表示するようなサービスを権利制限の対象になり得るものとした。

② 情報解析と結果提供サービス（47条の5第1項2号）

平成30年改正は、「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること」を、新たに「電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する」行為と位置づけて、新たに権利制限の対象とした。具体的には、例えば、「論文剽窃検証サービス」がこれに当たるとされる。

③ その他の政令指定サービス（47条の5第1項3号）

新47条の5第1項第3号は、「前2号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの」と規定しており、上記①および②と同様に、「電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するもの」を、政令によって柔軟に権利制限の対象になり得るようにした。

2 障害者関係

平成30年改正は、WIPOマラケシュ条約（2013年採択、日本は2018年加入）を受けて、視覚障害者等のための権利制限規定（37条3項）を拡大し、例えば、福祉事業者が拡大図書やDAISY（デジタル録音図書）でメール送信サービスを行うこと等が許容されることになった。

3 アーカイブ関係

（1）国会図書館による外国図書館への絶版等資料の送信（31条）

平成30年改正は、国会図書館による絶版等資料の送信に関する権利制限規定（31条3項）を拡大して、国立国会図書館から外国の図書館等に絶版等資料を送信することが許容されることになった（本書181頁以下も参照）。

（2）展示作品のタブレット端末等による解説・紹介（47条）

平成30年改正は、美術・写真の著作物の原作品を公に展示する者に関する権利制限規定（47条）を拡大して、例えば、美術館等が展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成して、館内貸与タブレット端末や来場者が保有するスマートフォン等で閲覧できるようにすることや、美術館が展示作品の所在情報を提供するためにウェブサイトにサムネイ

ル画像を掲載することが許容されることになった（本書 192 頁も参照）。

（3）裁定制度における国等の補償金供託免除（67 条）

改正前においても，著作権者不明等の場合における裁定制度があるが（本書 267 頁以下参照），平成 30 年改正は，「国，地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人……が前項〔67 条 1 項〕の規定により著作物を利用しようとするときは，同項の規定にかかわらず，同項の規定による供託を要しない」と定め（67 条 2 項），こうした公共機関による裁定制度の利用を活性化しようとした。

4 条文の変更

平成 30 年改正は，「権利制限の補完制度」に関する以下の条文の番号を変更した（本書 194 頁参照）。

（1）43 条→47 条の 6

翻訳，翻案等による利用に関する 43 条の規定は，47 条の 6 に変更された。

（2）47 条の 10→47 条の 7

複製権の制限により作成された複製物の譲渡に関する 47 条の 10 の規定は，47 条の 7 に変更された。

5 TPP11 協定に伴う改正

TPP 協定に伴う著作権法の改正〔平成 28 年法律第 108 号〕は，すでに 2016 年に可決成立していたものの，アメリカ合衆国が TPP 協定から脱退したことにより施行されないままであったが，アメリカ合衆国を除く 11 か国による TPP11 協定の成立を受けて，2018 年 6 月 29 日に可決成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」〔平成 30 年法律第 70 号〕により，その施行期日が変更され，以下の改正事項が TPP11 協定の発効（2018 年 12 月 30 日）に伴い施行された。

（1）保護期間の延長

著作物・実演・レコードの保護期間が延長された。

① 著作物の保護期間（本書 197 頁参照）

改正前は，著作物の原則的保護期間は，作者の死後 50 年を経過するまでとされていたが（改正前 51 条 2 項），同改正により作者の死後 70 年を経過するまで存続することになる。また，無名・変名の著作物や団体名義の著作物については，改正前は，基本的に公表後 50 年を経過するまでとされていたが（改正前 52 条，53 条），同改正により，公表後 70 年

を経過するまで存続することになる。もっとも、すでに著作者の死後 50 年の経過により保護期間が満了した著作物については著作権が復活することはないため、1967 年以前に死亡した著作者（例：谷崎潤一郎・江戸川乱歩〔1965 年没〕、山本周五郎〔1967 年没〕）の著作物は、死後 70 年経過していないが、今後もパブリックドメインであり続ける。

他方、改正前から公表後 70 年を経過するまで存続するとされていた映画の著作物の保護期間は、これまで通り公表後 70 年となる（54 条 1 項）。

② 実演・レコードの保護期間（本書 207 頁注 4）参照）

改正前は、実演の保護期間は実演後 50 年を経過するまでとされ、レコードの保護期間は発行後 50 年を経過するまでとされていたが（改正前 101 条 2 項 1 号・2 号）、同改正により、それぞれ 70 年を経過するまで存続することになる。

他方、放送および有線放送後 50 年を経過するまで存続するとされていた放送および有線放送の保護期間は、これまで通り 50 年となる（101 条 2 項 3 号・4 号）。

（2）一部非親告罪化

著作権や著作隣接権の侵害罪は基本的に親告罪であるが（本書 320 頁参照）、同改正により、有償著作物等を「原作のまま」複製等する行為で「著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合」に限って非親告罪化された（123 条 2 項・3 項）。

（3）アクセスコントロール

技術的保護手段の回避装置等の譲渡等については刑事罰（120 条の 2）が設けられているが（本書 322 頁以下参照）、同改正により、技術的利用制限手段（2 条 1 項 21 号）という概念が導入され、その回避行為（例：マジコンを用いたゲームソフトの実行）が一定の場合に著作権や著作隣接権の侵害とみなされることになった（113 条 3 項）。

（4）法定損害賠償制度

損害額の推定等については 114 条の規定が設けられているが（本書 310 頁以下参照）、同改正により、著作権等管理事業者の管理する権利について 114 条第 3 項による損害賠償請求を行う場合は、当該管理事業者の使用料規程により算出した額（算出方法が複数あるときは「最も高い額」）を同項の使用料相当額として請求できるとする規定が設けられた（114 条 4 項）。